

「消費税軽減税率と経過措置」で 知っておくべき大切なこと

来年10月1日より消費税率が現行の8%から、経過措置が適用されるものを除き、10%に引き上げが予定されています。また、今回の改正では税率だけでなく、軽減税率制度が導入されます。

税額が上がることにより資金繰りにも細心の注意が必要となり、売上の10%は預り金という意識を常に持ち経営を行わなければ、納税時に税金の未納が発生し事業運営に影響を与える場合もあります。

また、軽減税率制度の実施により、経理処理等事務作業の増加という全事業者にとって新たな負担が発生します。本セミナーでは、消費税軽減税率制度の内容、制度実施により変更となる事務処理について分かり易く解説いたします。この機会に、是非ご参加ください。

主催 新潟商工会議所
共催 新潟間税会
(消費税軽減税率対策窓口相談等事業)

開催要領

日時

平成30年 **10月3日(水)**
13時30分～15時30分

会場

万代島ビル6階 会議室
(新潟市中央区万代島5-1)

受講料

無 料
(資料の用意がありますので事前にお申込みください)

定員

50名 (定員に達し次第締切らせていただきます)

講座内容

1. 消費税額は単純に1.25倍ではありません
2. 納税準備のための積立目安月額
3. すべての事業者が軽減税率への対応が必要となります
4. 軽減税率で変わる帳簿と請求書
5. 工事の請負等に関する経過措置 ほか

講師

いずみ税理士法人

税理士 高橋 弘之氏

関東信越税理士会所属
税務に関する専門家として、特に消費税に詳しく、建設業・製造業・卸小売業・運輸通信業・サービス業などのあらゆる業種、一般企業から、公益法人・NPO法人に至るまで、幅広く支援されています。

【申込方法】 [Webサイト](#)または下記申込書に必要事項をご記入の上、新潟商工会議所 広域経営支援センター宛 FAXにて申込みください。

※受講票はお出ししませんのでご了承ください。定員超過の場合のみご連絡いたします。

※駐車場は有料となります。(駐車券のサービスはありません)



←Webサイトは
こちら

【お問合せ先】 〒950-8711 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル7F TEL 025-290-4411
FAX 025-290-4421

FAX 025-290-4421 新潟商工会議所 広域経営支援センター 行

「10/3 消費税軽減税率対策セミナー」受講申込書

*業種は○で囲んで下さい。

会社名		受講者氏名	
会社住所			
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・その他		
TEL	従業員数		人

*ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。